

| | |
|------------------|---|
| Title | 政治學の性質及び範圍 |
| Sub Title | 政治學の性質及び範圍 |
| Author | 山崎, 又次郎(Yamazaki, Matajirō) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1923 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.1 (1923. 3) ,p.126- 155 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230318-0126 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政治學の性質及び範圍

山崎 又次 郎

一 政治學の意義

アリストテレスは「人ハ元來政治的動物ナリ」と云つた⁽¹⁾。その政治的動物(*politikos zōon*)であると云つた意味は、要するに人類と云ふものは自然的に政治的生活を営むものである、即ち當時、希臘人の政治的生活の基礎であつた所の都市國家(*polis*)を構成するものであると云ふことに歸するのである。勿論、此言葉の中には十九世紀の中頃、盛に獨逸學者の間に於て主張せられた所の國家有機體説の淵源を索めることが出来るのであるが、私が茲に彼の言葉を引用したる所以は全く此意味ではない。唯々政治學とは如何なるものであるかと云ふことを説明すべき前提として、人類は自然的に政治的生活を営むものであると云ふことを斷言せんが爲に、彼の言葉を援用したるに過ぎないのである。

(1) *ἄριστος φῶς πολιτικὸν ζῷον*.—Politics, I, 2, § 9.

(11) Leacock, S., Elements of Political Science (1921), p. 75.

そこで、人類が自然的に政治的生活を営むものであると云ふことを斷言するに當つて、先づ第一

に、人類と社會との關係から立論して行かなければならない。何故なれば人類の政治的生活は其社會的生活の一現象、而も最も重要な現象であるからである。

實際、人類が社會を構成して社會的生活を營むと云ふことは自然的關係の必然的結果であつて、之を如何ともすることが出来ないのである。蓋し人は、祖先から子々孫々に至るまで連綿として繼續して居る所の一連鎖の一環である。彼は又、兄弟及び姉妹の關係、同僚及び隣人の關係、讐敵又は與黨の關係——此等の關係を有して居る所の一集團の一員である。丁度、彼が自然の要素から其肉體を更新せられ、其活力を賦與せられ、且自然の法則に依つて其存在を支配せられて、全く自然から離脱することが出来ない様に、此等の社會的關係からも亦全く乖離することが出来ないのである。孤獨は即ち死である。而して彼の全存在は懸つて斯の如き人類の環境に對する、生きたる關係に在るのである。

若し人が此等の必然的關係から一步も離脱することが出来ないとするれば、彼は此等の社會的狀態と何等かの調和を保つて生存せなければならぬのである。彼は其享樂する社會的恩恵に對して社會的奉仕を爲さなければならぬ。彼は自己の存在及び發展上、當然享樂者たる以上、權利者であり、又之が報酬として奉仕せなければならぬ以上、義務者である。要するに彼は社會に對して生存權を有すると同時に之に對して奉仕するの義務を負うて居るのである。此關係は理性の存在を否定せない限り、到底破ることの出来ないものである。それは物質的關係に非ずして理性的關係であ

る。換言すれば道德的關係である。だから若し社會にして許すならば、人は常に享樂して毫も奉仕せないことも出来る。乍併、若し彼にして何故享樂せなければならぬか云ふ理由を辨へることが出来るならば、何故出来るだけの奉仕を爲さなければならぬかと云ふ理由も亦自ら明に爲るのである。即ち權利及び義務は此意味に於て一關係の兩面たるに外ならない。それは楯の兩面である。其結果、人あれば必ず社會あり、社會あれば必ず規律がある。詳しく言へば、權利及び義務を決定し且組織すべき、行爲の一般的規律があるのである。

だから社會と云ふものは、斯の如き行爲の一般的規律に依つて各人相互間の關係を調整組織し、而して一定の共通なる目的を達成せんが爲に、必然的に結合せられた所の人類の團體である。従つて人類に歴史がある様に社會にも亦歴史がある。換言すれば、社會は進化的 (evolutionary) のものである。私共が劇場又はキネマ俱樂部に於て見るが如き群衆は社會ではない。何故なれば、此等の群衆は唯々單に芝居なり活動寫真なりを見ると云ふことに於て、偶然其目的が一致して其處に落ち合つたのに過ぎないからである。そこで全體として一定の目的もなければ緊密なる關係もない。況して組織もなければ歴史もないのである。之に反して教會及び傳道會、大學、専門學校及び其他の學校、商會社及び工業會社、又は交詢社の如き社交俱樂部等は夫々宗教上、教育上、商工業上及び社交上の目的の爲に組織せられた所の社會である。

而も、此等の社會の中で最も特殊にして最も重要なるものであつて、而して其目的が此等の社會

の様に限定せられて居ないで一般的であるのみならず、之を達成せんが爲に一層有效なる組織——私は社會の理性的關係に基いて居る所の組織に對して之を政治的關係に基いて居る所の組織と云はう——を有するものを以て、私共は特に「公共團體」(community)と呼ぶのである。即ち公共團體も亦一の社會であるが、而もそれは更に政治的組織を有するものである。蓋し社會の理性的關係は單に道德的關係であるが故に、政治的關係即ち廣汎なる意味に於ける法律的關係を之に加味せなければ、到底有效に社會的目的を達成することが出來ないのである。若し人が社會の道德的關係に依つて十分に其規律を維持して行くことが出來るならば、茲に所謂、法律的關係なるものは恐らく餘計なるものであらう。乍併、未だ曾て、如何なる社會に於ても、各人相互間の關係を調整組織すべき行爲の一般的規律が遵守せられない場合に於て、刑罰に依つて之を執行せないで全然各人の徳義心に信賴することが出來なかつたのである。此意味に於て、公共團體は自然的に、而も必然的に發生したるものである。換言すれば、人類は自然的に、而も必然的に政治的生活を營むものであると斷言することが出來るのである。従つて公共團體も亦社會と同様に進化的のものであつて、人類歴史の順程に於て其形式、及び存立の原則こそ異なつて居るが、如何なる時代に於ても存在するのである。即ちあの原始的なる種族的團體の、粗雜なる組織から希臘の都市國家、羅馬の世界的帝國、中世期の封建制度、而して近世の最も複雑したる民族的國家に至るまで、此等の公共團體が進化發達したる経路は人類の歴史上に於て最も太い線を以て表されて居るのである。而して此等の公共團體

にして最も進化したる形式を備へて居るものを私共は「國家」(State)と呼ぶのである。勿論、今日の所謂國家なるものが將來如何に變遷して行くか、それは今之を速斷することが出来ないが乍併、其形式、及び存立の原則の如何を問はず、公共團體と云ふものは人類の存在する限り、永久に「死滅」してしまふものではないのである。

(三) マルクス派の社會主義者は「國家ノ死滅」(Das Absterben des Staates)——之はエンゲルスの云つた言葉であるが——を主張して居る。彼等の説に従へば、社會主義的社會制度に於ては階級的差別が悉く撤廢せられて、唯一の統一的勞働團體が存在するのみであるから、従つて階級的差別を維持することに於てのみ其存在の理由を有する「國家」は畢竟無用の長物と爲つて、死滅するに相違ないと云ふことである。乍併、それにしても、彼等の期待して居る所の將來の社會制度が公的に組織せられたる或種の權力を必要とすることは明白である。然らば、其社會制度を「國家」と呼ばうが呼ばうまいが、それは單に言葉の争たるに過ぎない (Dahl, K., *Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus* (1920), S. 173)。私共の見解を以てすれば、彼等の所謂「死滅」は死滅に非ずして進化である。而して彼等の期待する社會主義的社會制度は要するに今日の國家と同様に一の公共團體である。

そこで政治とは、之を總括的に云へば社會を構成して居る所の人類の團體を調整支配することである。だから前述の教會、傳道會、學校、商事及び工業會社、或は社交俱樂部等を經營維持するこ

とも亦或意味に於ては一種の政治であると考へることが出来る。乍併政治と云ふ言葉はそれよりも寧ろ茲に所謂、公共團體に關する事項に對して之を適用する方が妥當である。即ち近世の意味に於て、政治は原則として「國家」を對照とするものである。兎に角、政治が此種の公共團體を對照とするものであると云ふことは、既に希臘人が都市國家(πόλις)に關することを以て政治(πολιτική)と看做したることに據つても明である。故に政治とは公共團體即ち國家、及び其公的生活を經驗理解し、而して此經驗若しくは理解に基いて公共團體即ち國家、及び人民の公的生活を調整支配する所の技術であると定義することが出来るのである。

(四) Zorn, P., Politik als Staatskunst. Ihr Begriff und Wesen. Handbuch der Politik, I. Bd., S. 1.

我國に於ては、政治を「まつりごと」と云ふ。「まつりごと」とは祭事の意味である。蓋し我國の政治の基礎が祖先祭祀に在つたからである。⁶⁰「祭政一致」とは古來政治及び法制に關する學者の常に唱道したる所である。又支那に於ては政治を倫理道德的に解し、「政正也」と云つて、政治は要するに古來支那思想の骨子たる中正の道即ち君子の道を以て天下國家を治めることであると看做した。而して政治の要諦は「修身齊家治國平天下」に在つたのである。⁶¹兎に角、孰れの場合に於ても政治は希臘人に於けるが如く、直接に公共團體即ち國家を對照とするものであると云ふ觀念がなかつた様である。政治は未だ宗教的、道德的觀念を脱せなかつた。⁶²此點に於て、今日私共は希臘人の卓見に敬服するものである。

(五) 穗積陳重、祖先祭祀ト日本法律(穗積殿夫譯)、第三編、第一章。

(六) 「改正也、政所以正不正者也、孝經說曰、政者正也、正徳名行道」——周禮(汲古閣版)二十八司馬、一右、註。

(七) 禮記(汲古閣版)五十二中庸、二十七右。孟子(汲古閣版)七上離婁上、十二右。

(八) 勿論、支那に於ても亦、孔孟の道德主義に對して申韓の法治主義が起つた。所謂、法術又は刑名之學と稱するものである。此主義は今日に於ける法治主義と稍其意味を異にして居るものであつて、唯々孔孟一派の儒者が道德を以て政治の本とするに反して法律を以て政治の本とするものである。霸道も亦之と共に起つた。乍併、支那に於て法治派の勢力は儒派に比して極めて微々たるものである。

のみならず、希臘人は其政治的經驗及び理解を組織立て、而して實際政治の指針と爲るべき政治學なるものを創造した。之は全く彼等の創意に成つたものであつて、東洋人の未だ曾て企てなかつた所である。蓋し希臘人は政治を單に技術(*techné*)として見たるのみならず、科學(*epistémé*)として之を見たのである。即ち希臘人は人類歴史の未だ若き時代に於て、當時に既に存在して居た所の公共團體即ち都市國家を分析歸納して、茲に政治學なるものを編み出したのである。政治的智識の眞の源泉として、彼等が後世に傳へた所の、最も貴重なる遺産は實にアリストテレスの「政治學」(*Politiká: De Republica: Politics*)である。以來、西洋諸國に於ては、チチエロ、マキアヴェリ、ボ

ダン、アルツシウス、グロチウス、ホップズ、ロック、モンテスキュー、バーク、サヴィニー及び
メイン等の斯界の大家が何れも皆希臘人の様に科學的に分析歸納の方法を用ゐて、彼等に接した
所の事實を觀察し、而して此觀察から出發して彼等の哲學的結論に到達したのである。だから、今
日の所謂政治學は何と云つても西洋諸國から發達したるものと看做すべきである。

(九)希臘人の所謂科學(*scientia*)とは理論的に眞理を探究することを意味する言葉であつて、此
の探究の結果を實際に適用することを意味する所の技術(*techné*)なる言葉に對して用ゐられたの
である。従つて哲學も、又今日の所謂、自然科學も皆此中に包含せられて居たのである。科學
なる言葉が今日の如く單に自然科學のみを意味するに至つたのは極めて最近のことであつて、
それは近世自然科學の發達したる結果である。

(一〇) „Unter jenen Erstem verdient Aristoteles voraus unsere Bewunderung, dessen Staatslehre,
obwohl in jener jugendlichen Periode der Geschichte der Menschheit geschrieben, welche der
reiferen Staatenbildung vorausging, dennoch auf Jahrtausende nach ihm eine der reinsten Quellen
staatlicher Weisheit geblieben ist.“—Bluntschli, J. C., *Lehre vom modernen Staat*, I. Bd., S. 8.

勿論、科學と云つても政治學は其研究材料の性質に於て、自然科學と全然異つて居るのである。
是は政治學のみならず、社會學、倫理學、經濟學、歴史學及び法理學等、一般に所謂「社會科學」
(Social Sciences)に於ては皆同様であるが、殊に政治學に於てさうである。私共は政治問題及び宗

教問題が社交界の禁物であると云ふことを往々聞かされて居るが、それは全く此等の問題に就いて多く偏見とか黨派心とかが交へられるからである。それだけ政治學は物理學、化學又は生物學に於ける意味の科學として不適當である。例へば、酸素は何處へ行つても酸素であり、硫黃も亦何處へ行つても硫黃である。而して此等の物質を研究するには何等の感情をも交へられないのである。乍併、政治的現象に至つては其國民の心理状態に従つて千差萬別である。同一の政治的現象は決してあり得ない。佛蘭西が力めて英國の内閣制度を輸入せんとしたけれども、結局英國に及ばないのである。力めて模倣せんとしても猶ほ且然りである。況して偶發的に發生する所の政治的現象に於てをやである。のみならず、此等の千差萬別なる政治的現象を取り扱ふ所の政治學者にしても多くは偏見及び黨派心に支配せられて、到底自然科学學者の如き嚴正なる態度を持つことが出来ない。従つて自然科学學上の法則は明確であるが、政治學上の學説は往々にして明確を缺くものがある。其最も著しい例はあの社會契約説の如きものである。即ち同じ契約説でも、ホッブズは之を專制君主政治に適用し、ロックは之を立憲君主政治に適用し、更にルッソーは之を民主政治に適用したのである。

(11) Barthélemy, *L'Introduction du Régime parlementaire en France*, p. 17.

斯の如く政治學が政治學者自身の偏見及び黨派心に依つて左右せられ得る以上、假令如何に廣汎に且周到に其材料が蒐集せられても、それは到底自然科学學の意味に於ける科學たることが出来ない

のである。然らば政治學は絶対に科學的研究を許さないものであるか。決してさうではないのである。蓋し人類の社會的現象に於ては一の永久不變なる要素があつて、その永久不變なる要素とは「人類本然の性質」(Human Nature)である⁽¹²⁾。即ち身心共に常態に在る所の者は一般に同様の感情及び希望を有し、同様の原因に依つて衝動を受け且同様の經路を辿つて思索するものである。而して彼等が一定の文明に到達し、政治的制度が發生するに當つて、彼等の行爲を左右するものは理性である。斯の如くにして社會に於ては理性的關係生じ、而して公共團體即ち國家に於ては政治的關係が生ずるのである。此等の關係こそ千變萬化する社會的或は政治的現象の根柢に於て常に存在する所のものであつて、之に依つて——勿論、自然科學に於けるが如く明確ではないが——或種の一般的原则を立てることが出来るのである。だから政治學も亦此基礎の上に於て先づ科學として取り扱はれるのである。

(11) Bryce, J., *Modern Democracies*, Vol. I, pp. 16, 17.

然らば、政治學とは此根本的關係たる政治的關係を基礎として、公共團體即ち國家を研究する所の科學であつて、所謂「社會科學」の範疇に屬するものである。茲に政治的關係と云ふのは支配及び服従の關係、換言すれば、權力及び之に對する服従の關係を意味するのである⁽¹³⁾。私は前に此關係を廣汎なる意味に於ける法律的關係と云つた⁽¹⁴⁾。丁度社會が理性的關係に依て調整組織せられる様に、公共團體即ち國家は此政治的關係に依つて一層有効に調整組織せられ、而して其秩序的、進歩的存

在を保つのである。而して此政治的關係を有すると云ふことは公共團體即ち國家の特徴であつて、苟しくも公共團體即ち國家あれば、必ず此關係が存在するのである。従つて、それは公共團體即ち國家の歴史と共に極めて古いものである。

(111) Leacock, S., Elements of Political Science (1921), p. 1; Willoughby, W. W., The Nature of the State, p. 2.

(114) 茲に所謂、廣汎なる意味に於ける法律的關係とは、成文法たるも不文法即ち習慣たることを問はず、總て社會的生活に必要缺くべからざる作爲不作爲に關する社會的規律が公共團體即ち國家の權力に依つて執行せられ、而して若し之に違反したる場合に於ては一定の刑罰が課せられる所の關係である。政治的關係は要するに此意味に於ける法律的關係である。

蓋し人類社會が下等動物の團體と異なる所以は、之を構成して居る所の各人が其思想、感情及び目的に於て主觀的であることである⁽¹¹⁵⁾。而して人類社會は之が爲に進歩發達するのである。原始的時代に於ては、人は下等動物と殆ど同様に、客觀的に自然の恩恵に浴し、自然の法則に従つて進化發達したのであるが、人類の智識が漸く開發せられると共に、極めて徐々に其環境の改善を圖るに至つたのである。それは常に彼の生存して居る所の物質的自然界に於けるのみならず、彼の非物質的生活を構成する觀念、結社及び制度等の社會的條件に於ても亦さうであつた。人は自然を研究し、其法則を理解し、其勢力を支配し、而して其富源を利用するに至りたるが如く、周圍の心理的社會

的事情も亦之を研究し、其性質を理解し、其組織を考察し、而して終に其變化及び發達を齎さんか力めたのである。だから社會と云ふもの、其初殆ど無意識に存在したるものであつて、唯々人類の意識的努力に依つて進化發達するに至つたのである。而も斯く如くにして進化發達した所の社會の中で、最も普遍的であつて最も有力なるものが公共團體即ち國家であるとすれば、人類發達の歷程に於て此公共團體即ち國家の特徴たる政治的關係換言すれば、公共團體即ち國家の起源を探究し、其權力を考察し、而して其職掌の正當なる範圍、及び究極の目的を研究するの亦蓋し當然のことであらう。政治學は實に此歷程に於ける產物である。而して人の觀察力及び論理的分析力の増進と共に益々其範圍が擴張せられるのである。従つて公共團體即ち國家の客觀的方面なる組織及び職掌が複雑と爲り、發展すると云ふことは、勢、其主觀的方面なる政治學說の發達を促すのである。之が政治學說の元來相對的であつて、絶對的でない所以である⁽¹⁵⁾。

(15) Giddings, F. H., *The Theory of Sociology*. Supplement to the *Annals of the American Academy of the Political and Social Science* (1894), p. 60.

(16) Gettall, R. G., *Nature and Scope of Present Political Theory*. *Proceedings of the American Political Science Association*, Vol. VIII, pp. 48, 50.

そこで、政治學を研究するには、大體二箇の異なりたる見解及び方法を以てせなければならぬ。即ち、一は公共團體即ち國家の哲學的研究であつて、他は公共團體即ち國家の歴史的研究である⁽¹⁷⁾。

而して公共團體即ち國家の哲學的研究とは、人類の智識から出發して、究極的に公共團體即ち國家を考察することである。既に前にも述べた様に、科學としての政治即ち政治學と自然科學とは、其性質に於て稍々趣を異にして居るのであるが、それだけ政治學に於て哲學的考察の餘地があるのである。乍併、此研究方法は主觀的で且抽象的であるからして、學者各々其所説を異にするのみならず、直截的に公共團體即ち國家の根柢に立ち入つて其屬性を悉く放擲してしまふ結果、往々にして理想主義と爲り實際政治上の事實を無視するに至ることがある。だから哲學的研究と云つても單に主觀的で且抽象的であつてはいけない、其主觀的であり抽象的である考察の裏面に動すべからざる事實が潜んで居なければならぬ。即ち具體的に考察し、而して之れに於いて理想 (Ideal) と實際 (Realität) とが結び付けられて居なければならぬのである。かのサヴェニー一派の歴史學派が自然法學派に對抗して、政治的事情及び制度の歴史的研究を提唱したのも亦之が爲である。此意味に於て、公共團體即ち國家の起原及び發達に關する歴史的研究は、其哲學的研究と相待つて、私共の目的に貢獻するのである。勿論、歴史的研究と云つても、眞の歴史的研究は淺薄なる經驗主義に依らずして、歴史的發展の内部を貫流する所の大精神を捕捉せなければならぬのである。

(一七) Bluntschli, J. C., *Lehre vom modernen Staat*, I. Bd., S. 5 f.

のみならず、近世自然科學の發達は政治學者の研究的態度に對して多大の影響を及したのである。例へば、動物學者が或地方の動物を研究するが様に、政治學者も亦、或程度までは、同様の科學的

精神を以て眞面目に現在の政治的現象を觀察し、之を分類し、而して一般的原则に歸納するに至つたのである。従つて其研究方法は、從來往々にして見たるが如き、事實を無視して獨斷的なる前提に基きたる演繹的推理に依らずして、記述説明的に政治的組織、其性質及び作用を分析考察するのである⁽³⁵⁾。即ちローウェルの所謂「政治的生理學」(Physiology of Politics)である。而して現在の政治的事情及び趨勢に鑒みて出来るだけの革進的手段方法を講じ、國家の正當なる目的、及び其存在に必要な職掌を限定し、且相對的利害關係を有する所の政治問題を取捨採擇するのである。斯の如く私共が現在に經驗して居る所の政治的現象を考察すると云ふことは最も斬新にして最も正確なる政治的智識を得るの最上の方法であるけれども、それが政治學の全部ではない⁽³⁶⁾。政治學は單に現存して居る所の制度を靜的に分析考察するのみならず、更に動的に其過去に於ける發達、及び將來の趨向を正確に了解し且判斷せなければならぬ。換言すれば、公共團體即ち國家なるものを單に現實として考察するのみならず、過去の產物として、又將來に於ける人類生活の基礎として考察せなければならぬのである⁽³⁷⁾。だから所謂、政治的生理學も亦必要ではあるが、それにしても哲學的歴史的研究の價値を閉却してはならぬのである。

(一八) Gettel, R. G., Nature and Scope of Present Political Theory. Proceedings of the American Political Science Association, Vol. VIII, p. 49.

(一九) Bryce, J., Modern Democracies, Vol. I, pp. 19, 20.

(一〇) Leacock, S., Elements of Political Science (1921), p. 5.

そこで政治學を分ちて、以下の四項に分類することが出来る⁽¹²⁾。

- (イ) 政治學說 (Political Theory) —— 公共團體即ち國家の根本的觀念を哲學的に考察するものである。
(ロ) 歴史的政治學 (Historical Political Science) —— 公共團體即ち國家の起原及び發達を研究するものである。

(ハ) 記述的政治學 (Descriptive Political Science) —— 公共團體即ち國家の組織を分析し且記述するものである。

(ニ) 應用政治學 (Applied Political Science) —— 公共團體即ち國家の正當なる目的及び職掌を研究するものである。

(一一) Willoughby, W. W., The Nature of the State, p. 4.

以上の研究方法に依つて得たる所の、公共團體即ち國家に關する確なる智識は實に貴重なるものである。殊に、今日の様に、歐洲大戰の結果、近世民族的國家の根底が漸く動搖するに至り、其或者は全く瓦解し、其或者は瓦解に瀕し、又其或者は將に內的及び外的關係に於て異常なる變化を被らんとする時に當つて、斯の如くにして得たる所の公共團體即ち國家に關する確なる智識こそ、實に私共の羅針盤でなければならぬ。蓋し歐洲大戰は建設及び破壊の兩方面に於て二箇の、全く相れ容ざる國際的運動を誘致した。其建設的方面に於ける國際的運動とは「國際聯盟」(League of

(Nations)の運動である。此國際聯盟の運動は千九百十九年巴里平和會議に於て初めて具體化せられたのであつて、之が果して所謂「人類ノ議會、世界ノ聯合」(the Parliament of man and federation of the world)の前提たるべきや否やは今之を迷斷することが出来ないが、兎に角之が爲に近世民族的國家の外的關係が從來よりも一層複雑と爲り、且緊密と爲つて來たことは事實である。それにして、先づ第一に此等の國家其者が國際聯盟、及び之を基礎として進展して行く所の國際關係に對して有する地位如何と云ふことからして問題ではないか。少くとも進化と云ふことを念頭に置くならば、從來私共が抱いて居た所の國家的觀念——殊に國家の根本的要素たる主權に關する觀念——に對して多少の修正を加へなければならぬと思ふのであるが、此事に就いては又別に論述することにせう。次に破壊的方面に於ける國際的運動であるが、それは露西亞過激派(Bolschewiki)の運動である。此露西亞過激派の運動と云ふのは、要するにマルクス派の正統社會主義を政治的に實現せんとするものであつて、而も其政策たるや實に戰慄すべき、露西亞的の恐怖政策である。彼等は大戰を利用して先づ露西亞帝國を血祭にし、而してあらゆる手段方法を講じて今日の民族的國家を悉く根底から崩潰せしめんとしたのである。近世民族的國家は之が爲に一時大なる脅威を感じた。勿論、今日に於ては此赤禍が稍々薄らいて居るが、乍併それは病魔の様に國家的組織の弱點に喰ひ込んで内部より之を破壊するものであるから、何時復擡頭して來るかも知れないのである。兎に角、此赤禍は近世民族的國家の基礎たる私有財産制度に對する大なる脅威である。況して今回の歐洲大戰、

否世界的戰爭は此私有財産制度を基調とした所の國家的組織、其産み出したる資本主義、之が爲に到る處に勃興したる帝國主義——熾烈なる領土擴張熱——要するに此等の情勢の行き詰りたる結果であつた。敢て一人の「獨逸皇帝」(Kaiser)にも因らなければ、一箇の獨逸帝國にも因らなかつた。否、彼等は此「時代精神」(Zeitgeist)を最も露骨に表明したるに過ぎないのである。だから、假令千九百十四年の世界的悲劇が起らなかつたにしても、此「時代精神」の當然の結果として、早晚大戰爭若しくは之に類する所の戰爭が惹起するであらうと云ふことは當時の國際關係に依つて既に推斷することが出来たのである。人は今回の大戦に就いて或は專制政治に對する民主政治の戰爭であるとか、或は又帝國主義に對する自由主義の戰爭であるとか、色々勝手に理屈を附けて居る。假令、或程度までは、それが事實であるとしても、兎に角戰爭と云ふものは、交戦國双方に於て戰爭の口實を勝手に設け得るものである。私共は斯の如き皮相なる觀察に與することが出来ない。もつと深く近世民族的國家の根柢に立ち入らなければならないのである。して見れば「同盟及聯合國」(The Allied and Associated Powers)に於ても亦、今回の悲惨なる經驗に鑑みて大に反省する所がなければならぬ。のみならず此等の國家は今や其政治、經濟及び財政上に於て、何れも直接又は間接に戰爭の影響を被つて、或は戦後の復興事業及び財政難に於て、或は物價調節及び失業問題に於て、或は又戰時中に於ける勞働者の自覺に因つて誘致せられた所の勞働爭議、及び勞資協調問題に於て懊惱して居るのである。乃ち近世民族的國家は其根柢に於て、內的及び外的關係上斯の如き異常な

る變調に際會して居る。今や「舊制度」(ancien régime)を打破して新制度を建設する十字街に立つて居るのである。此時に當つて、能く公共團體即ち國家なるものを正解し、其活動の範圍を適當に限定し且其辯極の目的を的確に認識し、而して過激に走らず、健實なる進歩を遂げんとするには、是非とも哲學的歴史的研究に基づいた所の智識に依らなければならぬ。政治學の任務は即ち茲に在るのである。

(1111) „Bei einer solchen Sachlage, angesichts der unerhörten Verbreitung, die die entstellungen des Marxismus gefunden haben, besteht unsere Aufgabe in erster Linie in der Wiederherstellung der wahren Marxschen Lehre vom Staat.“—Lenin, N, Staat und Revolution, S. 5.

(11111) Wels, H. G., The Outline of History, bk. viii, chap. xi, § 7; Kautsky, K., The Guilt of William Hohenzollern, chap. i.

(111111) Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Germany (signed at Versailles on June 28, 1919), Preamble, p. 1. 對獨平和條約のみならず、其他、今回の歐洲大戰の結果締結せられた所の對澳、對匈及び對勃平和諸條約の前文に於ては亞米利加合衆國も亦加入したるものにして當事者の一方を「同盟及聯合國」(The Allied and Associated Powers)と總稱して居るけれども、實際に於て合衆國が此等の條約の何れをも批准せなかつた故に、對土平和條約(セーザン條約)の前文に於ては最早「聯合」(Associated)なる文字が削除せられて、單に「同盟國」

(The Allied Powers)なる言葉が用ゐられて居るのみである。勿論、本文に引用せられて居る所の「同盟及聯合國」なる言葉は、合衆國に於て未だ批准問題の起らなかつた以前の意味を有するものと解して貰ひたい。

(二五)近世民族的國家が、如何に其根底に於て左傾にも右傾にも動搖して居るか云ふ事實は、最近、伊太利に於て勃發した所ファシストのクー・デタ(coup d'état)に據つても明白である。

“It is only an unhealthy State and an unhealthy society which permit such organisms as Fascismo to grow up in their midst and to supersede their legitimate and normal authority.” I. The Times Weekly Edition (Nov. 2, 1922), p. 293.

(二六) Willoughby, W. W., The Value of Political Philosophy. Political Science Quarterly (1900) pp. 75-95.

二 政治學と他の「社會科學」との關係

政治學も亦所謂「社會科學」の一なるが故に、之に類似する性質を有する所の社會諸科學との關係を叙述することは常に政治學其者の智識的範圍を限定するのみならず、一面に於て其性質をも一層明確ならしめる所以であらう。此等の「社會科學」の中、其智識的範圍に於て政治學よりも廣汎なるもの、又之よりも狭小なるもの、更に又之と殆ど同等にして而も互に密接なる關係を有するものがある。即ち社會學は其第一類に屬し、法理學は其第二類に屬し、而して歴史學、經濟學及び倫理學

は何れも其第三類に屬するのである。

(117) Smith, M., The Domain of Political Science. Political Science Quarterly(1886), Introduction. 蓋し社會學は人類の社會的生活より來る所の、總ての現象を研究するものである。それは社會の文化の程度、組織的生活を營んで居る程度、又は社會的意識の存在する程度の如何を問はない。況して時の古今、洋の東西を問はないのである。苟しくも社會と云ふ名の附く人類の團體を對照として其性質を考察し、而して其政治的生活は勿論、其風俗、習慣、及び經濟的生活に至るまで、總て之を研究するのである。唯々社會學は社會(society)其者の性質を考察することにしてのみ、一科學としての存在の理由(raison d'être)を有するのである⁽²⁸⁾。乍併、政治學は單に社會にして政治的意識を有するもののみを對照とし、而して其政治的關係から生ずる所のあらゆる現象を研究するものである。従つて、若し社會學なるものを廣義に解して、政治學を初め經濟學及び歴史學等の、社會的現象を取り扱ふ所謂「社會科學」を總括して居るものとすれば、政治學は當然其中に包含せらるべきである。

(118) Fairbanks, A., Introduction to Sociology.

斯の如く社會學は社會其者を對照として之を考察するものであるからして、社會の範疇に屬する所の公共團體即ち國家に對する、其高所よりの觀察は政治學の爲に極めて貴重なる貢獻と爲るのである。殊に今日、歐洲大戰の結果、社會的——従つて政治的改革の機運に際會したる時に當つて、

公共團體即ち國家に關する社會學的研究は最も重大なる意義を有するのである。此際、政治學が其舊套を脱して新境遇に適應せんが爲には、是非とも社會學の貢獻に待たなければならぬ。乍併、社會學者は社會なるものを重視して、公共團體即ち國家を以て單なる社會的現象と看做す結果、往々にして其本質をも等閑視するの傾向がある。例へば、グムブロウイツの如きは之を以て幾多の社會的團體の目的の爲の手段であると看做して居る。此見解に據れば、唯々利益上相闘争して居る所の社會的團體があるのみであつて、而も公共團體即ち國家に於て常に存在する所の統一的意思がない。即ち「萬人ニ對スル萬人ノ闘争」(Bellum omnium contra omnes)と云ふことが公共團體即ち國家の本質と爲る。乍併、實際に於ては却つて斯の如き闘争を緩和し、且此等の團體及び各個人の權利及び義務を規定することが其本來の任務である。それにしても、兎に角社會學の政治學に對する重要な意義は之を閑却することが出來ないのである。

(一九) Stier-Somlo, F., Politik, S. 21.

之に反して、法理學は其智識的範圍に於て政治學よりも狭小であつて、當然其一部分として取り扱はれるのである。乃ち法理學とは人類の關係にして、一般に法律的效果を有すると認められるものものに關する形式的即ち分析的科學である。一言にして云へば「成文法ノ形式的科學」(the formal science of positive law)である。勿論、成文法に於ては、契約、財産及び相續等に關するが如き直接に人類の政治的生活に因らない所の法律的關係を取り扱うて居るけれども、而も其成文法たる所以

は、即ち國家的機關に依つて制定せられ、且之に依つて強制せられなければならないと云ふことに在るのである。だから憲法は勿論、其他一般に法律の原則は、何れも皆政治學に於ても亦研究せられるのである。此意味に於て、法理學は政治學の一分科たるべきものである。茲に注意すべきは國際法である。國際法が果して法理學の一分科を爲り、従つて政治學の研究的範圍内に包含せられるや否やに就いては議論の存する所であるが、是は要するに、國際關係が發達して、成文法としての國際法、即ち一定の承認せられたる權力に依つて執行せられる所の國際法典なるものを確立するに至つて、初めて國際法も亦法理學の一分科と爲り、政治學の範圍内に包括せらるべきものである⁽⁶⁾。否、既に十九世紀の初葉から、國際法學者間に於いてさへ國際法を成文法として考察する所の所謂「成文法學派」(Positivists)なるもの勃興し、年を追うて益々勢力を占めて來たるのみならず、實際に於て、今回の歐洲大戰の結果、世界の各國は、丁度奈翁戰爭の以後に於けるが如く、眞面目に爲つて國際法の原則を確立せんとするに至つたのである。而して其結果は不十分ながら、兎に角、國際聯盟規約(The Covenant of the League of Nations)⁽⁷⁾を爲つたのである。此一般的なる革新的機運が國際法に對して如何なる結果を齎すべきかと云ふことに就いては、章を改めて之を説明することにせう。

(三〇) Holland, T. E., Elements of Jurisprudence (10. ed., 1906), p. 13.

(三一) ゲオルグ・イェリネックは國際法を以て法理學 (Rechtswissenschaft) の一分科と爲し、従つ

て政治學の範圍内に包括せらるるものであると看做して居る (Das Recht des modernen States, Bd. I. (2. Aufl.), S. 6.)。

(三三) Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Germany (signed at Versailles on June 28, 1919), Part I. 國際聯盟規約は其他、今回の歐洲大戰の結果、締結せられた所の對奧、對匈、對勃平和諸條約、及び目下殆ど有名無實と爲つて居る對土平和條約 (セーヴル條約) に於ても亦、夫々第一編として挿入せられて居るのである。

最後に、歴史學、經濟學及び倫理學は其智識的範圍に於て殆ど政治學と同等であつて、而も互に密接なる關係を有して居るのである。實際、此等の三科學は、人類發達の順程に於ける事實、及び其間に存在する所の因果關係を記述することに於て、或は個人的及び社會的行爲にして、物質的幸福の要素を獲得し且利用することに最も密接なる關係を有するものを研究することに於て、或は又一般に人類の行爲の正邪善惡に關する限り、總て之を考察することに於て、夫々政治學と同様に全く獨立したる一科學を成して居るけれども、其間極めて密接なる關係あるが故に、政治學は此等の科學に依つて補足せられなければ、到底完全に其研究を遂げることが出来ないのである。

フリーマンは「歴史ハ過去ノ政治學ニシテ、政治學ハ現在ノ歴史ナリ」と云つた。又シーレーは「政治學ナキ歴史ハ果實ナク、歴史ナキ政治學ハ根柢ナシ」と云つた⁽³⁾。孰れも、歴史學と政治學とが互に密接なる關係を有することを云ひ表した所の言葉である。實際、歴史學は、政治學がなければ、

其主要なる意義を殆ど失うてしまふであらう。何故なれば、從來の歴史は殆ど公共團體即ち國家の歴史たるに外ならないからである⁽³⁴⁾。之と同様に政治學に於ても亦、歴史學なければ到底成立することが不可能であらう。勿論、歴史的事實が悉く政治學の基礎であると云ふことは出来ない。政治學は更に倫理的及び心理的基礎をも有せなければならぬのである。唯々歴史學が政治學に對して貢獻する所は、政治學の一分科たる歴史的政治學の範圍であつて、政治的制度の歴史に關する、有益なる材料を提供することである。而して歴史學は比較及び進化の觀念を政治學に與へ、以て「政治學ノ深サ」(the third dimension of political science)を爲るのである⁽³⁵⁾。斯の如く歴史學と政治學とは互に密接なる關係を有して居るけれども、其全く記述的たるの點に於て、其單に例證の蒐集たるに過ぎざるの點に於て、又其經濟的、宗教的、智識的、社會的事件の發達及び因果關係の研究たるの點に於て、歴史學は根本的に政治學と相違して居るのである。即ち歴史學は全く具體的科學であつて抽象的科學でない⁽³⁶⁾。若し歴史學にして此境界を超越する時には、それは最早歴史學に非ずして歴史哲學と爲るのである。或意味に於て社會學と爲るのである。

(三三) Seeley, J. R., Introduction to Political Science, p. 4.

(三四) Oppenheimer, F., Der Staat (1912), S. 15.

(三五) Willoughby, W. W., The Nature of the State, p. 5; Smith, M., The Domain of Political Science. Political Science Quarterly (1886), Introduction, p. 5.

(三六) Jellinek, G., Das Recht des modernen States, Bd. I. (2. Aufl.), Kap. I, S. 8.

經濟學と政治學との關係に至つては更に密接なるものがある。蓋し經濟學は、物質的幸福の要素を獲得利用することに最も密接なる關係を有する所の個人的及社會的行爲を研究するものである⁽³⁷⁾。換言すれば、物質的及び心理的基礎の上に立つて、富の生産及び分配を研究するものである。而して此生産及び分配が現在の政治的組織、及び經濟的生活の政治的基礎に依つて影響せられる限り、經濟學は政治學と極めて密接なる關係を有するのである。だから、經濟學者は少くとも政治的組織の發達、其機關及び作用の形式に關する大體の智識を有せなければ、到底正確に過去及び現在の經濟的事情を知悉し、且之を分析歸納して眞に人類の爲に有益なる經濟學說を抽象することが出來ないのである。是は要するに、公共團體即ち國家が法律的に其經濟的事情を左右することあるの所以であつて、經濟學研究の重要な一部分を成すのである。反對に、政治學者に於ても亦經濟史及び經濟學說の研究に依らなければ、到底政治的發達の順程を説明し、公共團體即ち國家の組織、及び活動の範圍を考察することが出來ないのである。何故なれば、公共團體即ち國家の發達及び組織は社會の經濟的組織、換言すれば生産及び分配の方法に依つて非常に影響せられるからである⁽³⁸⁾。そこで、此見地から公共團體即ち國家の發達を一瞥すると、人類が野蠻的狀態を脱して、初めて不完全ながらも政治的形式を備へた所の家長的種族的團體(patriarchal tribe)を組織するに至つたのは、社會の經濟的生活が狩獵及び漁業時代から牧畜時代に推移したる結果である。殊に、此時期に於て私

有財産の觀念が生じたこと云ふことは其主要なる原因である。種族的團體が分裂して、幾多の氏族 (clan) と爲り、更に又幾多のギルド (guild) と爲つたのは、要するに前者は農業、後者は工業の採用せられたる結果である。而して封建制度は、此等の團體の經濟的生活を維持することに於て存在の理由を有したるものであるが、乍併政治上に於ては寧ろ來るべき新時代の準備期であつたのである。そこで、近世民族的國家は最初武力、及び土地に對して私有財産の觀念を適用した所の領土的觀念に依つて勃興したのである。而して中央集權の結果、財政窮乏に因つて盛に唱道せられた所の重商主義 (Mercantilism) はあの十七、八世紀に於ける植民的帝國を建設し、更に十九世紀に入つて産業革命 (Industrial Revolution) に因つて大工業組織の採用せられたる結果、千九百十四年の大悲劇を演出した所の資本主義—帝國主義的國家を誘致したのである。斯の如く社會の經濟的生活が公共團體即ち國家の發達に影響するものであるが、それだけ公共團體即ち國家の形式及び性質が、其發達の階梯に於て、夫々相違して居ることも亦視はれるのである。之が所謂、唯物史觀說の論據とする所である。以上は經濟學が政治學と密接なる關係を有して居ることを證明する所の根本的問題であるが、今日、私共の間に於て日常の話題に上る所の、箇々の問題に就いても亦此密接なる關係を證明することが出来るのである。例へば、煙草及び鹽の專賣、或は鐵道國有の如き官營事業、又最近問題と爲つて居る所の公設市場、物價調節及び勞資協調問題の如き、總て此等の問題は一面に於て經濟的であつて、他面に於て政治的である。従つて經濟學者より之を觀れば、それは經濟上の能率、及び

公平なる分配に關する問題であるが、政治學者より之を觀れば、それは行政上の制度に關する問題である。

(三七) Marshall, A., Principles of Economics, Vol. I, bk. I, chap. i.

(三八) アリントン・トレンスは既に此問題を論及して居る(Politics, I, 8; VI, 4)。私共はヒドマン・シモンクスの「制度史」(History of Politics, 4 ed., 1906)から多くの有益なる暗示を得るのである。

(三九) „Die Gesamtheit dieser Produktionsverhältnisse bildet die ökonomische Struktur der Gesellschaft, die reale Basis, worauf sich ein juristischer und ein politischer Überbau erhebt, und welcher bestimmte gesellschaftliche Bewusstseinsformen entsprechen. Die Produktionsweise des materiellen Lebens bedingt den sozialen, politischen und geistigen Lebensprozess überhaupt.“
— Marx, K., Vorwort zur Kritik der politischen Ökonomie, xi.

然らば、倫理學と政治學との關係如何と云ふに、既に述べたるが如く、倫理學とは人類の行爲の正邪善惡に關する限り、總て之を研究する所の科學である。換言すれば、それは社會の理性的或は道德的關係即ち私共が社會を構成する上に於て日常實踐躬行すべき道德、及び之より生ずる所の現象を研究するものである。而して政治學とは社會の政治的、或は廣汎なる意味に於ける法律的關係のみを研究する所の科學であつて、換言すれば、成文法たると不文法即ち習慣たるを問はず、總て公共團

體即ち國家の權力に依つて強制執行せられる所の社會的規律——廣義の法律、及び之より生ずる現象を研究するものである。蓋し道徳及び法律の關係は、あの原始的なる血族的及び宗教的關係に依つて結合せられた所の種族的團體に於ては殆ど確然たる區別がなかつた。當時、習慣こそ唯一の社會的規律であつて、それが道徳であり且法律であつたのである。乍併、種族的團體が一地方に固定して公共團體即ち國家なるものを形成するに當つて、之に對する服従を一般に強制するの結果、習慣はこゝに二分せられて、一部分は法律即ち政治的制裁と爲り、他の部分は宗教及び道徳、即ち個人的又は社會的制裁と爲つた。而して文明の複雑と爲るに従つて、公共團體即ち國家は愈々重要な地位を占め、法律は益々其範圍を擴張するに至つたのである。斯の如くにして今日の成文法なるものが出來たのである。乍併、今日に於ても猶ほ法律は道徳と密接なる關係を有して居るのである。即ち法律なるものは現在一般に普及せられて居る所の道徳的觀念を具體化したるものであつて、而も之よりも陳腐なる、或は又進歩したる道徳的觀念を取つて、直に之を強制せんとするに於ては、常に行政上に於て失敗たるを免れないのである。だから、公共團體即ち國家は法律に依つて現在一般に普及せられて居る所の道徳的觀念を體現して居るのである。而して此道徳的觀念の變遷すると共に、公共團體即ち國家も亦絶えず變遷するのであるが、兎に角「人民ノ安寧ヲシテ最上ノ法律ヲラヌメン」(Salus populi suprema lex esto)の法言だけは動すべからざる立法上の格言であらう。何故なれば、公共團體即ち國家が人類社會に對して有する所の特殊地位から考察すると、是非とも

之を基調とせなければならぬからである。此意味に於て、プラトン及びアリストテレスの古代希臘思想よりヘーゲル及びシュタールの近世倫理學說——勿論、此兩者の間には特異なる點はあるが——に至るまで、何れも皆公共團體即ち國家を以て道德(Sittlichkeit)又は正義(Gerechtigkeit)を體現したるものと看做して居るのである。

(四〇) Cicero, De Legibus, 3, 3, 8.

斯の如く觀察すると、政治學は殆ど倫理學の一分科の様に思はれるのである。蓋し公共團體即ち國家の行爲は總て倫理學の原則に依つて決定せられ、且批判せられなければならない様に思はれるからである。乍併、倫理學はそれ程まで萬能なるものではない。そこに自ら限界がなければならぬのである。勿論、公共團體即ち國家が法律を制定執行して、當然其對照と爲るべき個人の行爲の作爲不作爲を悉く規定するに當つて、之を現在一般に普及せられて居る所の道德的觀念に合致せしめなければならぬ。何故なれば、道德上、非とする所のものを強制執行することが出来ないこと云ふことは自明の理であるからである。乍併、公共團體即ち國家の如き、有效に組織せられたる社會に於ては、社會的規律の最も重要にして最も必要なるものが一般に專ら法律に依つて執行せられ、而して比較的重要なならざるもののみが道德に委し去られて居るのである。即ち法律こそ社會的秩序の骨子と爲るものであつて、道德は唯之に血と肉とを提供して居るに過ぎないのである。そこで、法律が如何なる程度まで道德を支配するか。此問題に就いて、法律を遵守すべき理由及び限度を決

定し、而して又唯ふ遵守すると云ふことから離れて、政治的義務の一般的觀念を——公共團體即ち國家の政治的事情に基く所の非常なる相違を考慮して——決定するものは、勿論、倫理學である。乍併、法律を改廢すべき政治的理想が如何なる程度まで道德を支配するか。此問題を決定するものは倫理學よりも、寧ろ政治學でなければならぬ。例へば、私共が今日、私有財産制度の缺陷を認め、而して労働者階級(Proletariat)の悲惨なる生活状態を自撃して、是非とも此制度を根本的に改革せなければならぬと云ふ確信を懐いたとする。然らばと云つて、此制度を直に撤廢してしまふことが自分達の道德的義務であるとは謂へないのである。而も此制度を全然撤廢してしまふと云ふことは今日の状態に於て殆ど不可能なるのみならず、政治經濟上に於ても亦由々しき問題である。だから今日の處、先づ第一に、此制度の弊害を除去すると共に、労働法制なるものを制定して、労働者階級の生活状態を改善すべき立法的手段を執る方が一層、策の得たるものと謂はなければならぬのである。其他、今日政治問題として盛に論議せられて居る所の普選問題に就いても亦、同様に論ずることが出来る。要するに斯の如き問題、即ち政治的理想が如何なる程度まで道德に影響を及ぼすかと云ふ問題は、懸つて其理想實現の可能性、及び緊急なる必要に在るのである。而も此等の可能性、及び緊要の程度は、政治的理想を實現せんが爲に取られる所の政治的手段に應じて自ら異なるのである。従つて此問題は倫理學よりも寧ろ政治學に依て比較的明確に決定せられるのである。唯、政治的理想が現在の情態に於て政治的義務を決定するに當つて何等かの影響を及ぼすべき場合に限り、斯の如き理想は稍々漠然として、而も間接的であるけれども倫理學の對照と爲るのである。

(四一) Sidgwick, H., *The Methods of Ethics* (6. ed., 1901), bk. i, chap. ii, § 1.